

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う当社定款の取扱い

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴う当社定款の取扱いは次のとおりです。

1. 決済合理化法附則第6条第1項に基づき、株券を発行する旨の定めを廃止したものとみなされております。
2. 1. に伴い、単元未満株券の不発行に関する定めは、その効力を失っております。
3. 決済合理化法附則第2条に基づき、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことにより、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めは、その効力を失っております。
4. 以上により、当社定款第7条及び第9条から第11条の規定は、実質的に以下のとおりとなっております。

（下線部は変更箇所を示しています。）

施行前	施行後
<p align="center">（株券の発行）</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p align="center">（単元株式数及び単元未満株券の不発行）</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。  <u>②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>（単元株式数）</p> <p>第9条 （現行どおり）            （削除）</p>
<p align="center">（単元未満株式の売渡請求）</p> <p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>（単元未満株式の売渡請求）</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p align="center">（株主名簿管理人）</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。            ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。            ③当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>（株主名簿管理人）</p> <p>第11条 （現行どおり）            ② （現行どおり）            ③当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

なお、本件に係る形式的な定款変更につきましては、平成21年6月30日までに開催される当社第115期定時株主総会において、定款の一部を変更する議案として提案させていただく予定です。

以上